

## 広島市国民宿舎湯来ロッジ及び広島市湯の山温泉館の利用料金の減額、免除

### 1 障害者割引制度

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方と介護及び付き添いで湯来ロッジに宿泊する方への室料割引を適用する。

対 象	身体障害者手帳の交付を受けている方 療育手帳の交付を受けている方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 介護及び付き添い：第1種障害者の方との宿泊の場合は同数まで 介護及び付き添い：第2種障害者の方が12歳以下であれば同数まで なお、精神障害者保健福祉手帳を持っている方は、上記第1種を「1級」及び「2級」、第2種を「3級」と読み替えるものとする。 ※12歳以下の方の場合は、等級を問わず、保護者1名まで
割引内容	割引対象者の室料を25%引き（加算減算額面は除く）
割引期間	通年
利用方法	チェックイン時に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をフロントへ提示

### 2 被爆者割引制度

被爆者健康手帳の交付を受けている方を対象として、湯来ロッジまたは湯の山温泉館の入浴料の割引を適用する。

対 象	被爆者健康手帳の交付を受けている方
割引内容	入浴料200円引き（一回券・一日券 入湯税は別途徴収） ※他の割引との併用は不可、入浴がセットになったプランを利用の場合は対象外
割引期間	通年 10:00～15:00
利用方法	番台にて被爆者健康手帳を提示

### 3 連携事業割引制度

交流体験プログラムの参加者を対象として湯来ロッジまたは湯の山温泉館の入浴料の割引を適用する。

対 象	湯来交流体験センターが実施する特定の交流体験プログラム参加者
割引内容	入浴無料（入浴券配布）※入湯税は別途徴収
割引期間	当該交流体験プログラム参加日

### 4 多目的ホール及び広間の利用料金の免除

以下の場合について、湯来ロッジの多目的ホール及び広間の利用料金を免除する。

- (1) 宿泊者が夕食朝食時の食事会場として利用する場合
- (2) 教育活動目的の学校関係団体が昼食会場として使用する場合
- (3) 満席などによりレストラン席数が確保できず、指定管理者の都合により臨時の食事会場として提供する場合
- (4) 団体が食事会場（宴会等）として利用する場合
- (5) 公の団体または営利を目的としない団体が公益上の理由のため使用する場合
- (6) 指定管理者が湯来交流体験センターと連携し、交流体験イベント等の施設の効用を高めるための主催事業を行う場合

### 5 その他

その他の減額または免除については、随時、指定管理者から申請させ、市で審査を行う。

これまでの事例では、湯来ロッジの設置目的に合致しており、また、利用促進による利益増が見込まれる場合について承認している。（例：イベント等において入浴券をプレゼントしたい場合など）